



くらしと憲法

憲法記念春のつどい 報告

No. 88

くらしと憲法
2014年
6月13日発行

「壊憲・改憲へと暴走する安倍政権と日本国憲法」

京都憲法会議は、自由法曹団京都支部、憲法を守る婦人の会との共催で、2014年5月24日、キャンパスプラザ京都にて、「憲法記念春のつどい」を開催しました。当日は、約180名の参加がありました。

今回の「春のつどい」では、集団的自衛権行使容認に向けた安保法制懇談会報告書提出と首相の「基本的方向性」表明が行われる(5月15日)という情勢の中、森英樹さん(名古屋大学名誉教授)をお招きし、「壊憲・改憲へと暴走する安倍政権と日本国憲法」と題して講演していただきました。森さんの講演の内容は、大要以下の通りです。

~~~~~

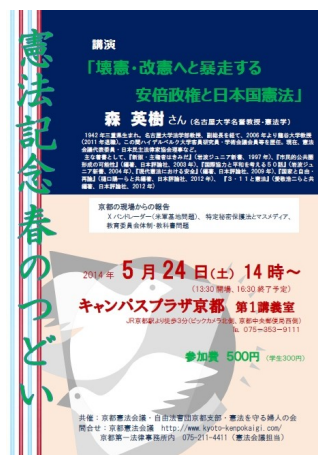
戦争へと邁進した歴史を反省し、二度と戦争をしないことを決意して作られた日本国憲法の秩序が、今、安倍改憲路線により根底から破壊されようとしています。日本国憲法による体制を「戦後レジーム」と呼び、そこからの脱却を説く安倍首相は、改憲に対する執念を示す点で、歴代首相の中で突出していると言えます。

現在、安倍政権は、明文改憲を目指しつつ、憲法を基本的な部分で壊す「壊憲」政策をあらゆる分野で展開しています。安倍政権による経済政策は、平等原則(憲法14条)を壊す格差分断社会を押し進めています。特定秘密保護法は、憲法21条が保障する「表現の自由・知る権利」を根底的に壊すものです。教育を受ける権利(同26条)を壊す教育委員会制度の改変が行われ、学

問の自由・大学の自治(同23条)を破壊する学校教育法改定が進められています。医療、介護等の社会保障を劣化させる法案の審議が進み、また、原発再稼働・輸出が進められることによって、「健康で文化的な生活を営む権利」(同25条)は根本的に脅かされています。労働規制の「緩和」や派遣法改定等々、「労働者の権利」(同27条)に関する憲法破壊も枚挙に暇がありません。

安倍政権が行おうとしている憲法9条の解釈改憲は、今回初めて行われるというものではありません。憲法9条は、不安の連鎖拡大から戦争に至った悪しき歴史を繰り返さないために戦争放棄と戦力不保持・交戦権否認を定めましたが、岸内閣の閣議決定「国防の基本方針」(1957年)は、自衛隊を「戦力に至らざる必要最小限の自衛力」として憲法9条に違反しないと説明するものでした。

安倍政権が行おうとしている解釈改憲は集団的自衛権の行使を狙っています。同盟する他国が攻撃された時にあたかも自国が攻撃されたかのごとく「反撃」という集団的自衛権は、国連憲章51条にも規定されているものですが、この規定は、覇



権の合法化を企図してアメリカが率先して書き込んだという曰くがあるものです。実際に、これまで集団的自衛権が行使された例は、すべて大国が侵攻する際の理屈として利用されたものでした。

安倍首相は、2012年12月の総選挙での圧勝とアベノミクスへの期待による高支持率を受けて、当初、憲法96条の先行改憲を狙いました。しかし、これに対する各界からの激しい批判を受け、2013年7月の参院選では自民党は「96条先行改憲」を公約に掲げることはできませんでした。しかし、この参院選により衆参の「ねじれ」が解消されたため、衆参の過半数による「壊憲」が進められるとともに、改憲手続法を完備する等「改憲」の準備も並行して行われています。

2013年の参院選後には、安倍首相は、憲法の故に歴代自民政権も維持してきた様々な規制を取り払い、次々と「壊憲」策を打ち出しています。2013年8月には、第1次安倍内閣時の安法制懇で事務を担当していた小松一郎が内閣法制局長官に任命され、歴代の内閣法制局長官らの批判を招きました。同様に、「安法制懇」、「安法制懇」をはじめ、自らが好むメンバーからなる私的諮問機関を多用しています。さらに、在アルジェリア邦人人質事件を機に在外邦人救出移送法制を変更し、その際の武器使用制限も解除されました。2013年11月には国家安全保障会議設置法が成立し、同年12月には特定秘密保護法が強行採決により成立しました。同月には、国家安全保障戦略（NSS）・新「防衛計画の大綱」・中期防衛力整備計画という3つの重大決定が一括して行われました。2014年4月には武器輸送禁止3原則が解除され、武器輸出が原則可能となる大転換が行われました。

そして、安倍政権はいよいよ、集団的自衛権行使を容認する憲法解釈変更へと向かっています。2014年5月15日には安法制懇談会報告書が提出され、これを受けて集団的自衛権行使の検討に関する「基本的方向性」が安倍首相により表明されました。この「基本的方向性」は、「日本の自衛のための必要最小限度の自衛

権は合憲」という「従来の立場」を踏まえ、「日本の安全に重大な影響を及ぼす可能性がある時」に限定してであれば集団的自衛権の行使は憲法に違反しないとしており、日本を守るためだけの自衛権行使はやむを得ないという国民の間の「空気」に寄り添うものとなっています。しかし、「日本の安全に重大な影響を及



ぼす可能性がある時」という限定や「多国籍軍に参加しない」との限定は、拡張・変更される可能性を含むものですし、首相が記者会見で挙げた事例も問題のすり替えを行っています。集団的自衛権の行使を限定的にであれ承認してしまうと、従来の専守防衛路線から様変わりしてしまうということを忘れてはなりません。

他方で、憲法解釈変更の閣議決定に向けた政治日程は、世論と運動の成果によって大幅にずれ込んできており、関連法制の整備や他の政治課題を踏まえると物理的に相当困難な状況となっています。

また、安倍政権が表明している歴史認識や、それに基づく安倍首相靖国公式参拝（2013年12月26日）等の振る舞いが国際的な孤立を招き、結果として、同政権が根底から揺さぶられるという矛盾が明らかになってきています。安倍首相がいう「戦後レジームからの脱却」は、戦争責任の拒絶と英霊への尊崇を背景としてアジア諸国等からの批判を招いているだけでなく、戦後国際秩序の拒絶をも意味するため、アメリカをはじめとする旧連合国・国連・EU諸国からも警戒・批判される結果となっています。

さらに、安倍路線の行方を阻む事情が生じ

てきています。アベノミクスの陰り、自公間の軋み、「維新・みんな」の凋落が明らかになっています。また、解釈改憲という手法には、改憲派・自民党内からも批判が表われ始めました。「リバランス」戦略を進めるアメリカも、軍事大国化を目指す安倍政権には警戒しています。何より、各種世論調査によれば、世論の多数はなお憲法9条の改憲・集団的自衛権行使を拒否しています。もっとも、日本の防衛のためなら集団的自衛権の行使もやむを得ないとする限定的容認に沿った世論の形成には警戒しなければなりません。安保法制懇報告書と首相の「基本的方向性」の表明には、各界からの批判も高まっています。

第1次安倍内閣による改憲を阻止したのは、日本を戦争をする国にはしないという市民パワーでした。今次の安倍政権のリベンジにも再度ノーを突きつけることが必要です。

~~~~~

森さんの講演に続き、憲法をめぐる京都の現場からの報告が行われました。まず、Xバンドレーダー問題について、戸田昌基さん（京都平和委員会）から、防衛省による地元説明会の状況や、憲法9条・集団的自衛権の問題、核兵器廃絶問題、環境問題と関連する今後の運動方向について報告が行われました。また、秘密保護法制、NHK問題について、須田稔さん（NHK受信料凍結運動の会共同代表）から、民主主義における情報・報道の重要性、現在のNHKや秘密保護法制、人間の尊厳を顧みな



い言説の問題性に関して訴えと、活動状況の報告が行われました。最後に、教育委員会体制、教科書問題について、星琢磨さん（京都教職員組合）から、新「教育長」制度・教育に関する首長権限の強化の問題性が指摘され、教

育に対する政治介入が強まることの危険性について認識を一層共有していく必要性が訴えられました。

また、今回の「春のつどい」では、集団的自衛権行使の容認に反対し、日本国憲法9条を活かして武力によらない平和の実現を求める集会アピールが提案・採択されました。

（このアピール文は京都憲法会議のHPでご覧いただけます）

緊急発行！ 京都憲法会議のリーフレット

『日本を戦争する国にする 集団的自衛権行使NO！』

日本を戦争する国にする
集団的自衛権行使NO！

解釈改憲による集団的自衛権行使は憲法ハイジャックだ！

京都憲法会議

集団的自衛権について、図表を用い、わかりやすく解説（全8ページ）。

★そもそも「集団的自衛権」って何？

★集団的自衛権行使の醜い実例

★集団的自衛権についての政府解釈

★安保法制懇報告書の重大な問題点

★集団的自衛権をめぐるQ&A

集団的自衛権行使したいのはなぜ？

アメリカが世界中で行う武力攻撃に日本が加わることが目的
～ 日本の防衛のためではありません ～

安倍首相 2013.9.26

石破幹事長 「日本国憲法」の「集団的自衛権」を「新解釈」で拡大
アメリカが認定する集団的自衛権の行使を認められる権利について「自衛の権利が脅かされていない」という事情がある

国家安全保障戦略 2013.10.17

日本国憲法の下に、世界のパートナーとの信頼・協力関係の強化、世界の平和と発展の促進が目的である。アジア太平洋地域の安全保障を確保し、我が国に対する国際的義務の発生を抑制し、影響することである。

「戦争する国」づくりに向けた具体的な動き

| 年 | 2014年 | 2013年 | 2012年 |
|------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 防衛省 | 防衛省の組織再編成（統合幕僚会議の設置） | 防衛省の組織再編成（統合幕僚会議の設置） | 防衛省の組織再編成（統合幕僚会議の設置） |
| 防衛費 | 防衛費の増額（2014年度） | 防衛費の増額（2013年度） | 防衛費の増額（2012年度） |
| 防衛装備 | 防衛装備の増強（F-2戦闘機の増産） | 防衛装備の増強（F-2戦闘機の増産） | 防衛装備の増強（F-2戦闘機の増産） |
| 防衛協力 | 防衛協力（海外での防衛協力） | 防衛協力（海外での防衛協力） | 防衛協力（海外での防衛協力） |

★集団的自衛権を行使したいのはなぜ？

★軍事力によらない平和の実現を

（このリーフレットは、京都憲法会議のHPからダウンロードしていただけます）

京都憲法会議監修・木藤伸一郎・倉田原志・奥野恒久編

『憲法「改正」の論点—憲法原理から問い直す』

第Ⅰ部「いまなぜ改憲か？」:自民改憲草案の憲法観、現在の改憲動向、96条先行改憲論を批判的に検討しています。**第Ⅱ部「改憲論の焦点」**:国防軍の保持、集団的自衛権、人権制約の法理、政教分離の緩和、特定秘密保護法、家族・福祉・教育の変容、首相の権限強化、選挙制度といった改憲をめぐるほぼすべての論点について、学会の最近の議論も踏まえて分かりやすく論じています。**第Ⅲ部「改憲問題と主権者の選択」**:主権者として国民がどのような態度をとるべきか、憲法運動の道標を提示しています。また、日本国憲法と自民改正草案との対照表もついています。

実践運動とつながりながら理論を探求している、京都憲法会議ならではの出版物です。学習に、運動に、広く活用ください。
(法律文化社、2014年、A5版、180頁、1,900円(税抜))



臨時総会を開きました

2014年4月25日 ハートピア京都にて

今回の臨時総会では、代表幹事を補充(岩佐英夫さん・弁護士が就任)し、事務局担当幹事を補充(小松浩さん・立命館大学教授が就任)する役員人事案が提案され、承認されました。今後の情勢に対応するため、さらに人事体制を固める必要性が指摘されました。

憲法をめぐる情勢分析では、集団的自衛権の行使をめぐる問題、「防衛装備移転三原則」の策定、国民投票法改正案提出が取り上げられ、運動の課題について討論が行われました。集団的自衛権行使を容認する解釈改憲の動向に対しては、集団的自衛権について懐疑的であるけれども

よく分からないという人が多いことを意識した幅広い運動が早急に必要であること、関連する安全保障政策や社会構造変革との関係も含めた理論的解明・説明が必要であることなどについて議論が行われました。その他に、労働規制の緩和問題、教育委員会制度の改変問題、マスコミ監視の重要性などが課題として指摘されました。

また、『憲法「改正」の論点』の発行、憲法レポート(2月18日から7月15日まで毎月第3火曜日)、集団的自衛権に関するリーフレット作成など、この間の取り組みについて報告が行われました。



編集後記

安倍政権による憲法破壊が、平和主義だけでなく、教育・労働・福祉・税制…と、まさに全領域にて暴走的に進められている。与党や保守政治家の中からも理性的な声が出されるが、安倍は「聞く耳」をもたない。民主主義も立憲主義も今まさに壊されていっている。

京都憲法会議は、「日本を戦争する国にする、集団的自衛権NO!」というリーフレットを緊急発行して配布するとともに、毎月第3火曜日の夕方には四条烏丸にて街頭宣伝も行っている。「春のつどい」も成功させ、事務局メンバーは各地での学習会の講師として飛び回っている。全国の運動も広がっ

ていっている。

だが、世論に耳を傾けない政権を、止めるには至っていない。はたしてこのような政権と、我々は、どう対峙すべきなのか。我々の声は、まだ小さく、言葉に力がこもっていないのだろうか。日本が「ヤンキー化」しているというのは、精神科医の斎藤環氏の診断である。理屈や理性よりも、勢いと情緒が社会や政治を牛耳っている、というのである。ならば我々の運動も「ヤンキー化」を模索するか、それともやはり愚直に言葉に力を込めるか。いずれにしろ、民主主義と立憲主義の崩壊を黙って見ているわけにはいかない。(事務局次長・奥野恒久)

京都憲法会議 事務局 〒606-8397 京都市左京区聖護院川原町4-13 教育会館別館
http://www.kyoto-kenpokaigi.com/ e-mail: info@kyoto-kenpokaigi.com
FAX: 075-255-2507 (京都憲法会議担当宛と明記)